

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○北海道土地区画整理組合貸付規則の一部を改正する規則.....(都市環境課) 131

告 示

○平成15年度第1次2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間.....(市町村課) 137

○平成15年度第1次2等陸士、2等海士及び2等空士の試験期日、試験場等.....(市町村課) 137

○一般競争入札の資格に関する公示.....(情報基盤課) 139

○特定調達契約に係る入札の公告.....(情報基盤課) 140

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....(生活振興課) 142

○特定調達契約に係る入札の公告.....(道立病院管理室) 142

○道営土地改良事業変更計画の決定.....(土地改良指導課) 143

○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知

事の許可を受けなければならない施設の指定.....(漁港漁村課) 144

○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知

事の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正(3件).....(漁港漁村課) 144

○知事権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課) 145

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課) 145

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課) 148

○知事権限に係る保安林の指定の解除(2件).....(治山課) 148

○道路の区域の決定.....(道路整備課) 148

○道路の区域の変更.....(道路整備課) 149

○道路の供用の開始.....(道路整備課) 151

○道路の区域の変更及び供用の開始.....(道路整備課) 151

○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....(河川課) 151

公 表

○争議行為の通知.....(労政福祉課) 151

公 告

○家畜伝染病の発生.....(酪農畜産課) 152

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... 152

○一般競争入札の実施..... 152

道立北見病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示..... 153

○一般競争入札の実施..... 154

○一般競争入札の資格に関する公示..... 155

○一般競争入札の実施..... 156

道教育庁後志教育局告示

○一般競争入札の実施..... 157

道教育庁上川教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 158

道選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる病院等の一部改正..... 158

公布された規則のあらまし

北海道土地区画整理組合資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第3号)

1 趣旨

貸付対象者として既に市街地を形成している区域の土地区画整理事業を行う土地区画整理組合を追加するとともに、土地区画整理組合に対する貸付金の限度額の基準の単価等を改定することとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

(1) 貸付金の限度額の基準となる1平方メートル当たりの単価を次のように改定することとした(第3条第1項関係)。

	改定後の単価	改定前の単価
平 坦 地	10,100円	9,000円
丘 陵 地	16,700円	14,500円

(2) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規

則

別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

[illegible]

⑤工事費事務費計 (③+④)									
⑥貸付対象事業費 (①+④)									
⑦借入金利子									
⑧総事業費 (⑤+⑦)									
施行面積	m ²	換算面積	ha	貸付限度額算定根拠				整理後の土地利用%	整理後の公共利用率
D I D 内 ・ 隣接 ・ 外									
先買地+保留地			m ² (%)					住 宅 %	道 路 %
住宅先行建設区			m ²					商 業 %	公 園 %
市街化区域内農地			m ²					工 業 %	広 場 %
新たに造成される住宅市街地率			%					公 共 %	緑 地 %
地区の容積率			%					その他 %	その他 %
住宅供給の位置付け			有 ・ 無					合 計 %	合 計 %

- 注 1 事業計画内容については、二重線枠内に貸付当該年度分を記入すること。
- 2 法第 2 条第 2 項該当事業欄は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第 2 条第 2 項該当事業費について、上水道、下水道等工種に応じて欄を設け、記入すること。
- 3 換算面積欄は、施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率（平均指定容積率）を乗じて得た数値を記入すること。
- 4 D I D 欄は、当該事業が最近年の国勢調査の結果による人口集中地区内の事業である場合には、「内」を人口集中地区に隣接している地区の事業である場合には、「隣接」をいずれにも該当しない場合には、「外」を○で囲むこと。
- 5 地区の容積率欄は、地区内に複数の容積率の区域がある場合には、各容積率の加重平均により、平均指定容積率を算出して記入すること。
- 6 住宅供給の位置付け欄は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の 2 に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針において、住宅を供給すべきことが定められた地区内である場合には、「有」をこれに該当しない場合には、「無」を○で囲むこと。
- 7 備考欄は、施行区域内に都市計画において定められている都市施設の名称、幅員、延長、規模等を記入すること。

別記第 4 号様式（第 5 条関係）

資 金 計 画 書

組 合 名		(金額単位：千円)					
		前 年 度 ま で	今 年 度	次 年 度 以 降	合 計	備 考	
収	保 留 地 処 分 金						
	補 助 ・ 助 成 金 そ の 他						

入 金	借 入 金	都市開発資金の貸付けに関する法律による借入金	貸 付 者	道 市 町 村 合 計					
	そ の 他 の 借 入 金								
	合 計								
	工 事 費 事 務 費 計								
支 出	借 入 金	都市開発資金の貸付けに関する法律による借入金	貸 付 者	道 市 町 村 合 計					
	償 還 利	そ の 他 の 借 入 金							
	そ の 他								
	合 計								

注 一の地区に対して複数の地方公共団体が組合等資金貸付金を貸付（予定を含む。）している場合には、貸付者欄の区分に応じて金額を記入し、備考欄に地方公共団体名（本申請に係る地方公共団体を除く。）を記入すること。

その他借入金の内訳

借 入 先	借 入 金 額	借入期間	利 率	備 考
	千円		%	
合 計				

保留地処分計画

月 日	面 積	単 価	金 額	備 考
	m ²	円	千円	
合 計				

別記第 6 号様式中「第 1 条第 4 項第 1 号ホ」を「第 1 条第 4 項第 3 号」に改める。
別記第 8 号様式中「平成」を削り、同様式 7 の事項に次のように加える。

ウ 貸付金実績報告書 別紙第 3
エ 貸付金事業資金実績調書 別紙第 4
別記第 8 号様式に次のように加える。

別紙第 3

貸 付 金 実 績 報 告 書

(金額単位：千円)

組 合 名				設 立 認 可 年 月 日		年 月 日			施 行 期 間		年 ～ 年	
事 業 内 容		全 体 計 画		前年度まで		今 年 度			次 年 度 以 降		備 考	
		数量	単 価	金 額	金 額	数量	単 価	金 額	金 額	金 額		
工 事 費	調査設計費 (㎡)											
	道路築造費 (㎡)											
	水路築造費 (㎡)											
	公園築造費 (㎡)											
	移転移設費 (戸件)											
	整 地 費 (㎡)											
	損失補償費 (件)											
	工 事 雑 費											
	①貸付対象工事費計											
	法第2条											
	第2項該											
	当事業費											
	②貸付対象外工事費計											
③総 工 事 費 計 (①+②)												
④事 務 費 計												
⑤工事費事務費計 (③+④)												
⑥貸付対象事業費 (①+④)												
⑦借 入 金 利 子												
⑧総 事 業 費 (⑤+⑦)												
施行面積 ㎡	換算面積 ha	貸付限度額算定根拠							整理後の土地利用%		整理後の公共利用率	
D I D	内 ・ 隣接 ・ 外											
先買地 + 保留地	㎡ (%)								住 宅	%	道 路	%
住宅先行建設区	㎡								商 業	%	公 園	%
市街化区域内農地	㎡								工 業	%	広 場	%

新たに造成される住宅市街地率	%	公 共	%	緑 地	%
地区の容積率	%	その他	%	その他	%
住宅供給の位置付け	有 ・ 無	合 計	%	合 計	%

注1 事業計画内容については、二重線枠内に貸付当該年度分を記入すること。

2 法第2条第2項該当事業欄は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第2項該当事業費について、上水道、下水道等工種に応じて欄を設け、記入すること。

3 換算面積欄は、施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率（平均指定容積率）を乗じて得た数値を記入すること。

4 D I D欄は、当該事業が最近年の国勢調査の結果による人口集中地区内の事業である場合には、「内」を人口集中地区に隣接している地区の事業である場合には、「隣接」をいずれにも該当しない場合には、「外」を○で囲むこと。

5 地区の容積率欄は、地区内に複数の容積率の区域がある場合には、各容積率の加重平均により、平均指定容積率を算出して記入すること。

6 住宅供給の位置付け欄は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針において、住宅を供給すべきことが定められた地区内である場合には、「有」をこれに該当しない場合には、「無」を○で囲むこと。

7 備考欄は、施行区域内に都市計画において定められている都市施設の名称、幅員、延長、規模等を記入すること。

別紙第4

貸 付 金 事 業 資 金 実 績 調 書

組 合 名		(金額単位：千円)				
		前 年 度 ま で	今 年 度	次 年 度 以 降	合 計	備 考
収 入 金	保 留 地 処 分 金					
	補 助 ・ 助 成 金 そ の 他					
	借 入 金					
	都市開発資金の貸付 けに関する法律によ る借入金	貸 付 者	道 市 町 村 合 計			
	そ の 他 の 借 入 金					
合 計						
支 出 金 償	工 事 費 事 務 費 計					
	借 入 金					
	都市開発資金の貸付 けに関する法律によ る借入金	貸 付 者	道 市 町 村 合 計			
	そ の 他 の 借 入 金					

出	還	子					
	そ	の	他				
	合		計				

注 一の地区に対して複数の地方公共団体が組合等資金貸付金を貸付（予定を含む。）している場合には、貸付者欄の区分に応じて金額を記入し、備考欄に地方公共団体名（本報告に係る地方公共団体を除く。）を記入すること。

その他借入金の内訳

借入先	借入金額	借入期間	利率	備考
	千円		%	
合計				

保留地処分計画

月	日	面積	単価	金額	備考
		m ²	円	千円	
合計					

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第116号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条の規定により、平成15年度第1次2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間が次のとおり定められた。

平成15年1月31日

北海道知事 堀 達 也

男子

平成15年4月1日（火）から6月30日（月）まで

北海道告示第117号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定により、平成15年度第1次2等陸士、2等海士及び2等空士採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり定めた。

平成15年1月31日

北海道知事 堀 達 也

1 試験期日

次の期間において、受付時に指定する日
平成15年4月1日（火）から6月30日（月）まで

2 試験場の名称及び位置

名	称	位	置	電 話 番 号
陸上自衛隊札幌駐屯地		札幌市中央区南26条西10丁目		011 - 511 - 7116
同	東千歳駐屯地	千歳市祝梅1016		0123 - 23 - 5131
同	真駒内駐屯地	札幌市南区真駒内17		011 - 581 - 3139
同	丘珠駐屯地	同 東区丘珠町161		011 - 781 - 8321
同	滝川駐屯地	滝川市泉町236		0125 - 22 - 2141
同	美唄駐屯地	美唄市字美唄1536 - 1		01266 - 2 - 7141
同	岩見沢駐屯地	岩見沢市日の出台4丁目313		0126 - 22 - 1001
同	北恵庭駐屯地	恵庭市柏木町531		0123 - 32 - 2101
同	幌別駐屯地	登別市緑町3 - 1		0143 - 85 - 2011
同	倶知安駐屯地	虻田郡倶知安町字高砂232番地2		0136 - 22 - 1195
同	静内駐屯地	静内郡静内町字浦和125		01464 - 4 - 2121
同	苗穂分屯地	札幌市東区苗穂町7丁目1番1号		011 - 711 - 4251
海上自衛隊余市防備隊		余市郡余市町港町番外地		0135 - 23 - 2243
自衛隊札幌地方連絡部		札幌市南区真駒内17		011 - 631 - 5471
同	苫小	苫小牧市表町1丁目1 - 6	神田ビル1F	0144 - 32 - 3725
牧出張所				

平成15年 1月31日（金曜日）

北 海 道 公 報

第 1 4 3 7 号 138

自衛隊札幌地方連絡部室蘭募集事務所	室蘭市東町 2 丁目21 - 10 石井ビル 1 F	0143 - 44 - 9533
自衛隊札幌地方連絡部小樽募集事務所	小樽市稲穂 1 丁目12 - 8	0134 - 22 - 5521
自衛隊札幌地方連絡部北広島募集事務所	北広島市北進町 1 丁目 2 - 2 中央バスターミナル 4 F	011 - 373 - 3067
自衛隊札幌地方連絡部岩見沢募集事務所	岩見沢市 2 条西 5 丁目 8 番地 西村ビル 2 F	0126 - 23 - 5514
自衛隊札幌地方連絡部滝川募集事務所	滝川市大町 1 丁目 8 - 27 滝川市職業訓練センター 1 F	0125 - 22 - 2140
自衛隊札幌地方連絡部倶知安募集事務所	虻田郡倶知安町南 3 条東 1 丁目 1 - 1	0136 - 23 - 3540
自衛隊札幌地方連絡部千歳募集事務所	千歳市錦町 4 丁目33 - 1	0123 - 23 - 2642
自衛隊札幌地方連絡部江別募集事務所	江別市野幌町 40 - 16	011 - 383 - 8955
自衛隊札幌地方連絡部新札幌募集案内所	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 6 - 25	
自衛隊札幌地方連絡部琴似募集案内所	同 西区琴似 3 条 1 丁目530 - 10 - 3 琴似3.1ビル内	011 - 643 - 4929 011 - 643 - 7379
自衛隊札幌地方連絡部月寒募集案内所	札幌市豊平区月寒中央通 8 丁目 3 - 31	011 - 851 - 7801
陸上自衛隊函館駐屯地	函館市広野町 6 番18号	0138 - 51 - 9171
自衛隊函館地方連絡部	同 広野町 6 番25号	0138 - 53 - 6241
自衛隊函館地方連絡部松前募集事務所	松前郡松前町字建石 49 - 42	01394 - 2 - 3774
自衛隊函館地方連絡部八雲募集事務所	山越郡八雲町末広町111 - 2	01376 - 2 - 2692
自衛隊函館地方連絡部今金募集事務所	瀬棚郡今金町字今金142 - 6	01378 - 2 - 0258
自衛隊函館地方連絡部江差募集事務所	檜山郡江差町字姥神10 - 13	01395 - 2 - 2476
自衛隊函館地方連絡部函館募集案内所	函館市千歳町27番 7 号	0138 - 27 - 4625
陸上自衛隊旭川駐屯地	旭川市春光町国有無番地	0166 - 51 - 6111
同 名寄駐屯地	名寄市字内淵84	01654 - 3 - 2137
同 上富良野駐屯地	空知郡上富良野町南町 4 丁目	0167 - 45 - 3101
同 留萌駐屯地	留萌市緑ヶ丘町 1 丁目 6 番地	0164 - 42 - 2655

同 遠軽駐屯地	紋別郡遠軽町字向遠軽272	01584 - 2 - 5275
航空自衛隊稚内分屯基地	稚内市恵比須 5 丁目 2 番 1 号	0162 - 23 - 5377
自衛隊旭川地方連絡部	旭川市春光町無番地	0166 - 51 - 6055
同 名寄出張所	名寄市西 1 条南 9 丁目45	01654 - 2 - 3921
自衛隊旭川地方連絡部稚内募集事務所	稚内市大黒 4 丁目 6 - 34	0162 - 23 - 2721
自衛隊旭川地方連絡部留萌募集事務所	留萌市開運町 1 丁目 4 - 5	0164 - 42 - 4650
自衛隊旭川地方連絡部紋別募集事務所	紋別市潮見町 1 丁目 2 - 8	01582 - 3 - 2696
自衛隊旭川地方連絡部上富良野募集事務所	空知郡上富良野町栄町 2 丁目 1 - 47	0167 - 45 - 3412
自衛隊旭川地方連絡部遠軽募集事務所	紋別郡遠軽町岩見通南 3 丁目 1 - 4	01584 - 2 - 6616
自衛隊旭川地方連絡部枝幸募集事務所	枝幸郡枝幸町新栄町812番地	01636 - 2 - 1593
自衛隊旭川地方連絡部旭川募集案内所	旭川市宮下通り 8 丁目 弘済会ビル内	0166 - 22 - 0648
陸上自衛隊帯広駐屯地	帯広市南町南 7 線31番地	0155 - 48 - 5121
同 美幌駐屯地	網走郡美幌町字田中	01527 - 3 - 2114
同 別海駐屯地	野付郡別海町西春別42 - 1	01537 - 7 - 2231
同 釧路駐屯地	釧路郡釧路町字別保112番地	0154 - 40 - 2011
自衛隊帯広地方連絡部	帯広市西14条南14丁目 4 番地	0155 - 23 - 5882 0155 - 23 - 2485
同 釧路出張所	釧路市末広町13丁目 1 番 GEエッジソソ生命ビル 2 F	0154 - 22 - 1053
自衛隊帯広地方連絡部北見募集事務所	北見市北 4 条東 6 丁目11	0157 - 23 - 6826
自衛隊帯広地方連絡部根室募集事務所	根室市松本町 4 丁目15 - 2	01532 - 4 - 3651
自衛隊帯広地方連絡部網走募集事務所	網走市北 6 条西 2 丁目 8 - 1	0152 - 44 - 5743
自衛隊帯広地方連絡部中標津募集事務所	標津郡中標津町東 1 条南 1 丁目 7 - 1	01537 - 2 - 0120
自衛隊帯広地方連絡部帯広募集案内所	帯広市西 5 条南13丁目 第 2 いせきビル 2 F	0155 - 23 - 8718
3 受験手続		

(1) 志願書類の請求

最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部において取り扱う。

志願書類の郵送希望者は、あて先を明記した返信用封筒に80円切手をはって同封し、最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に請求すること。

(2) 提出書類及び提出先

2等陸・海・空士志願票（1通）を最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に提出又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに最寄りの自衛隊地方連絡部に連絡すること。

北海道告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年1月31日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約

ア 平成15年1月31日に一般競争入札の公告を行う大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その1）委託契約

イ 平成15年1月31日に一般競争入札の公告を行う大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その2）委託契約

ウ 平成15年1月31日に一般競争入札の公告を行う大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その3）委託契約

(2) 資 格

ア 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その1）の資格

イ 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その2）の資格

ウ 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その3）の資格
（アからウまでについて以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のため、必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成15年1月30日直前の納期限までの道税を滞納していないこと。

(5) 平成15年1月30日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

(6) 資本金は300万円以上であること。

(7) ペリファイ機能を有するデータエントリ機器の保有台数

ア （その1）25台以上

イ （その2）22台以上

ウ （その3）5台以上

(8) キーパンチャー要員数

ア （その1）39名以上

イ （その2）35名以上

ウ （その3）7名以上

(9) データの漏えい、改ざん、滅失及びき損を防止するための安全対策措置を講じていること。

(10) 道が指定する記録媒体及び記録仕様での納品が可能であること。

(11) 道庁近傍に事業所を有しており、その事業所に入力用プログラムを作成できるスーパーバイザーが常勤していること。

(12) 受注及び納品体制について

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第18号）に規定する休日並びに平成15年12月27日から平成16年1月4日まで以外の日で、道の指定する日の午後1時に来庁し、受注又は納品ができる者であること。

なお、上記の日時以外でも道が業務執行上必要と判断する場合は、道の指示により、随時に来庁し、受注又は納品ができる者であること。

(13) 1の(1)のアの契約に係るデータ入力業務については、午後1時30分までに発注したものについて発注当日の納品（午後4時30分まで）が可能であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）に

については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年2月13日から28日まで（午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の間に行わなければならない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を持参提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課

イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 570

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第119号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年1月31日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その1）のうち、英数・カタカナ文字の入力に係る1文字当たりの単価

英数・カタカナ文字 調達予定数量 63,357,000字

大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その1）のうち、漢字・ひらがな文字の入力に係る1文字当たりの単価

漢字・ひらがな文字 調達予定数量 1,266,000字

イ 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その2）のうち、英数・カタ英数・カタカナ文の入力に係る1文字当たりの単価

英数・カタカナ文字 調達予定数量 31,491,000字

大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その2）のうち、漢字・ひらがな文字の入力に係る1文字当たりの単価

漢字・ひらがな文字 調達予定数量 1,902,000字

ウ 大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その3）のうち、英数・カタカナ文字の入力に係る1文字当たりの単価

英数・カタカナ文字 調達予定数量 11,891,000字

大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その3）のうち、漢字・ひらがな文字の入力に係る1文字当たりの単価

漢字・ひらがな文字 調達予定数量 342,000字

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 納入場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第118号に規定する大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁5階法制文書課法規審査室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課）
- (2) 入札日時
ア 平成15年3月19日 午前9時30分
イ 平成15年3月19日 午前10時
ウ 平成15年3月19日 午前10時30分
（郵送による場合は、平成15年3月18日午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札書の記載方法
入札は、英数・カタカナ文字及び漢字・ひらがな文字の入力に係る1文字当たりの単価で記載すること。この場合において、単価は、小数点以下第3位まで記載すること。
- (3) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 570

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be required :

a . Nature

- (a) Data entry(Roman alphabet, numeral and katakana) (part 1～3 of the data) into large-scale computer for Information Infrastructure Division
(Bidding price should be given for single Roman alphabet, numeral and katakana)
- (b) Data entry(Kanji and hiragana) (part 1～3 of the data)into large-scale computer for Information Infrastructure Division
(Bidding price should be given for single Kanji and hiragana)

b . Quantity

- 1 - (a) Roman alphabet, numeral and katakana(Estimated quantity)63,357,000 letters
- 1 - (b) Kanji and hiragana (Estimated quantity) 1,266,000 letters
- 2 - (a) Roman alphabet, numeral and katakana(Estimated quantity) 31,491,000 letters
- 2 - (b) Kanji and hiragana (Estimated quantity) 1,902,0000 letters
- 3 - (a) Roman alphabet, numeral and katakana (Estimated quantity) 11,891,000 letters
- 3 - (b) Kanji and hiragana (Estimated quantity) 342,000 letters

B . Bid tendering date and time :

- 1 9:30 A. M., March 19, 2003
- 2 10:00 A. M., March 19, 2003
- 3 10:30 A. M., March 19, 2003
(If mailed, bids must arrive no later than 5 P. M., March 18, 2003)

C . Contact :

Information Infrastructure Division, Office of IT Promotion, Department of
Comprehensive Planning, Hokkaido Government Nishi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo,
Hokkaido, 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Ext. 23-570

北海道告示第120号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（小さい種の会にあっては特定非営利活動に係る事業に関する変更、北海道移植医療推進協議会及び羅針盤にあっては役員に関する変更）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成15年 1月31日

北海道知事 堀 達 也

- | | |
|------------------|--|
| 1(1) 申請のあった年月日 | 平成14年12月25日 |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | 小さい種の会 |
| (3) 代表者の氏名 | 喜来 業康 |
| (4) 主たる事務所の所在地 | 札幌市豊平区福住2条3丁目6-1 日本メノナイト
福住センター1F |
| (5) 定款に記載された目的 | この法人は、家庭、学校、地域社会と連携し、障害のある人もない人も、共に生きる地域社会を目指して活動し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 |
| 2(1) 申請のあった年月日 | 平成14年12月25日 |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | 北海道移植医療推進協議会 |
| (3) 代表者の氏名 | 武井 正直 |
| (4) 主たる事務所の所在地 | 札幌市西区山の手2条2丁目24番地1
（北海道赤十字血液センター内） |
| (5) 定款に記載された目的 | この法人は、臓器に障害を持つ患者救済のために脳死状態からの臓器移植や、移植医療の適正な実施を促進するため、移植医療に携わる各種機関に対して、その役割に応じた支援を行うとともに、道民に移植医療への理解と思想の普及を効果的、効率的に進めることを目的とする。 |
| 3(1) 申請のあった年月日 | 平成15年 1月10日 |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | 羅針盤 |

- | | |
|----------------|--|
| (3) 代表者の氏名 | 白川 皓一 |
| (4) 主たる事務所の所在地 | 室蘭市入江町1番地の63 |
| (5) 定款に記載された目的 | この法人は、市民、行政、大学、企業等とのネットワークのもと、室蘭市を中心とした海に面した地域の特色を活かしたまちづくりに関する事業を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。 |

北海道告示第121号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年 1月31日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称、規格及び調達予定数量

次の調達物品又はこれらと同等の品質を有する同規格単位のもの1箱及び1瓶当たりの単価

オムニパーク300シリンジ（64.71%・100ML）1箱（5筒入） 262箱

献血ヴェノグロブリン - I Hヨシトミ（2.5g・50ml/1瓶）586瓶

- (2) 契約期間 平成15年4月1日から9月30日まで

- (3) 納入場所 北海道立江差病院ほか8病院

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定による医薬品販売業の許可を受けていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年 1月31日から3月11日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部道立病院管理室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部道立病院管理室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが2階4号会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道保健福祉部道立病院管理室）

(2) 入札日時 平成15年3月17日 午前10時（郵送による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部道立病院管理室

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法
有効な入札をした者のうち、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

9 契約書作成の要否
要

10 その他

(1) 入札者に求められる義務
入札希望者が本告示と同等の品質を有する同規格単位のもので入札しようとする場合は、(2)に定める当該医薬品に係る有効性等の資料及び製剤見本を入札の前日までに提出しなければならない。入札希望者の作成した資料は、契約担当者が審査するものとし、(3)に定める審査基準に照らした結果、採用可能と判断された場合のみ当該入札を落札決定の対象とする。

なお、入札希望者は、入札の前日までの間において、契約担当者から当該医薬品の有効性及び安全性等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 医薬品の有効性等に関する資料

ア 組成、効能・効果及び用法・用量等に関する資料

イ 安全性に関する資料

ウ 吸収、分布、代謝及び排せつに関する資料

(3) 審査基準
入札希望者が入札に付そうとする医薬品の有効性及び安全性等について、提出された資料等に基づき審査し、本告示と同等の品質を有する同規格単位と判断されたものを採用可能とする。

(4) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道保健福祉部道立病院管理室

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 867

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(8) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(9) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(10) この入札の執行は、公開する。

(11) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

(a) Omnipaque 300 syringe (64.71%/100ML) 1case (5cylinders) 262 cases

(b) kenketsu Venoglobulin-IH Yoshitomi 1vial (2.5g50ml) 586 vials

B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., March 17, 2003

C . Contact : Office of Prefectural Hospital Management, Department of Health welfare, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuoku, Sapporo, 060-8588, Japan.
Phone : 011-231-4111 Ext. 25-867

北海道告示第122号

道営土地改良（佐呂間東部地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農道、土層改良、暗きよ、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成15年 2月 3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第123号

北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）第13条第 1 項第 1 号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設として次の施設を指定し、平成15年 4月 1日から施行する。

平成15年 1月31日

北海道知事 堀 達 也

漁 港 名 （所在市町村）	施 設	許可隻数	使 用 期 間
熊 石 漁 港 （熊 石 町）	船揚場のうち別図に示す21.8メートル	10隻以内	周年

「別図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部、漁港所在地の市町村を所管する支庁及び漁港所在地の市町村に備え置いて縦覧に供する。

北海道告示第124号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第 1 項第 1 号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成15年 4月 1日から施行する。

平成15年 1月31日

北海道知事 堀 達 也

古潭漁港（厚田村）の項中「42メートル」を「49メートル」に、「 4 隻以内」を「 7 隻以内」に改める。

美国漁港（積丹町）の項中「 4 月 1 日から 5 月31日まで」を「周年」に改める。

幌武意漁港（積丹町）の項中「14隻以内」を「10隻以内」に改める。

珊瑚内漁港（神恵内村）の項を次のように改める。

珊 瑚 内 漁 港 （神恵内村）	1 東防波堤のうち別図に示す79メートル	6 隻以内	周年
	2 西防波堤のうち別図に示す15メートル	1 隻	

泊（後志）漁港（泊村）の項中「 6 隻以内」を「 5 隻以内」に改める。

関内漁港（熊石町）の項中「7.2メートル」を「5.4メートル」に、「 4 隻以内」を「 3 隻以内」に改める。

相沼漁港（熊石町）の項を次のように改める。

相 沼 漁 港 （熊 石 町）	1 第 1 船揚場のうち別図に示す14メートル	7 隻以内	周年
	2 第 2 船揚場のうち別図に示す 5 メートル	5 隻以内	

青苗漁港（奥尻町）の項を次のように改める。

青 苗 漁 港 （奥 尻 町）	1 北防波堤のうち別図に示す46メートル	5 隻以内	周年
	2 北防波堤のうち別図に示す46メートル	5 隻以内	
	3 第 2 船揚場のうち別図に示す示す68メートル	34隻以内	

鹿部漁港（鹿部町）の項中「59メートル」を「50メートル」に、「15隻以内」を「13隻以内」に改める。

大岸漁港（豊浦町）の項中「 9 隻以内」を「12隻以内」に改める。

東静内漁港（静内町）の項を削る。

羅臼漁港（羅臼町）の項中「 3 隻以内」を「 4 隻以内」に改める。

宇登呂（宇登呂地区）漁港（斜里町）の項中「30隻以内」を「34隻以内」に改める。

常呂漁港（常呂町）の項を次のように改める。

常 呂 漁 港 （常 呂 町）	船揚場のうち別図に示す10メートル	15隻以内	4 月20日から 11月30日まで
--------------------	-------------------	-------	----------------------

北海道告示第125号

平成13年北海道告示第160号（北海道漁港管理条例第13条第 1 項第 1 号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成15年 4月 1日から施行する。

平成15年 1月31日

北海道知事 堀 達 也

黄金漁港（伊達市）の項を次のように改める。

黄金漁港 (伊達市)	1 船揚場のうち別図に示す5メートル	28隻以内	周年
	2 西防波堤のうち別図に示す125メートル	30隻以内	
	3 北防波堤のうち別図に示す85メートル	22隻以内	

能取（二見ヶ岡）漁港（網走市）の項を次のように改める。

能取（二見ヶ岡）漁港 (網走市)	1 - 6.0メートル岸壁のうち、別図に示す150メートル	10隻以内	5月1日から 11月30日まで
	2 - 4.0メートル岸壁のうち、別図に示す330メートル	33隻以内	
	3 第1護岸のうち別図に示す50メートル	3隻以内	
	4 第2護岸のうち別図に示す200メートル	14隻以内	
	5 船揚場のうち別図に示す30メートル	80隻以内	

沢木漁港（雄武町）の項を次のように改める。

沢木漁港 (雄武町)	船揚場のうち別図に示す4メートル	7隻以内	6月1日から 9月30日まで
---------------	------------------	------	-------------------

元稲府漁港（雄武町）の項を削る。

北海道告示第126号

平成14年北海道告示第191号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行する。

平成15年1月31日

北海道知事 堀 達也

久遠漁港（大成町）の項を削る。

泊川漁港（熊石町）の項中「10メートル」を「12メートル」に、「5隻以内」を「6隻以内」に改める。

北海道告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指

定する予定である。

平成15年1月31日

北海道知事 堀 達也

1 保安林予定森林の所在 浦河郡浦河町字野深540の1（次の図に示す部分に限る。）
場所

2 指 定 の 目 的 水源のかん養

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第128号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年1月31日

北海道知事 堀 達也

1(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡生田原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び生田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡丸瀬布町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡丸瀬布町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡丸瀬布町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡丸瀬布町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 7(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡丸瀬布町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 8(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡丸瀬布町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所
- (2) 指 定 の 目 的 干害の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び丸瀬布町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 9(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡白滝村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び白滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 10(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡白滝村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 白滝村（次に図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び白滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 11(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡白滝村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課及び白滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）

12(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡湧別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第129号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年 1月31日

北海道知事 堀 達 也

1 解除予定保安林の所在 紋別郡湧別町字芭露1728の2、1862の1、1863の2
場所

2 保安林として指定され 風害の防備
た目的

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第130号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年 1月31日

北海道知事 堀 達 也

1 解除に係る保安林の所在場所 釧路市昭和41の141から41の148まで、41の160、41の162、41の164、41の1322から41の1327まで、41の1332、41の1333、41の1339、41の1340、41の1349、41の1488から41の1491まで、

41の1504から41の1508まで、41の1695、41の2274、41の2572、41の2573、41の2584、41の2724から41の2728まで、41の3081、41の3652、41の4716、41の4717、41の4722

2 保安林として指定され 風害の防備
た目的

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第131号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年 1月31日

北海道知事 堀 達 也

1 解除に係る保安林の所在 様似郡様似町潮見台1の1（次の図に示す部分に限る。）
場所

2 保安林として指定され 名所又は旧跡の風致の保存
た目的

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道

2 路 線 名 丸瀬布インター線

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延 長	国 道 等 と の 重 複 区 間
紋別郡丸瀬布町南丸9番4地先（一般国道333号交点）から紋別郡丸瀬布町南丸21番1地先まで	14.00mから56.00mまで	159.57m	一般国道333号における24.85mの間

北海道告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年1月31日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
美 唄 富 良 野 線	美唄市字美唄1840番10地先から 美唄市字美唄1990番115地先まで 美唄市字美唄1990番134地先から 美唄市字美唄2054番2地先まで 美唄市字美唄1990番114地先から 美唄市字美唄2054番2地先まで 美唄市字美唄1840番10地先から 美唄市字美唄1990番115地先まで 美唄市字美唄1840番10地先から 美唄市字美唄2054番2地先まで 美唄市字美唄1990番114地先から 美唄市字美唄2054番2地先まで	前	前	7.33mから 22.00mまで	464.60m	—	北海道札幌土木現業所
				9.60mから 26.00mまで	662.00m	—	
				18.00mから 26.00mまで	685.00m	—	
		後	後	7.33mから 22.00mまで	464.60m	—	同
				9.90mから 48.00mまで	830.00m	—	
				18.00mから 48.00mまで	685.00m	—	
		前	前	12.48mから 17.72mまで	1,080.15m	—	
				12.48mから 17.72mまで	1,080.15m	—	
				19.50mから 26.20mまで	1,081.11m	—	
旭 川 多 度 志 線	深川市湯内1726番地先から 深川市多度志3205番地先まで 深川市多度志3104番地先から 深川市多度志1693番地先まで	前	前	14.46mから 21.20mまで	250.15m	—	同
				14.46mから 21.20mまで	250.15m	—	
				16.94mから 34.01mまで	250.00m	—	
		後	後	13.39mから 21.45mまで	1,044.39m	—	
				13.39mから 21.45mまで	1,044.39m	—	
				17.95mから 37.62mまで	1,043.99m	—	
深 川 多 度 志 線	深川市一已町字一已8448番1地先から 深川市一已町字中の沢1281番20地先まで	前	前	13.39mから 21.45mまで	1,044.39m	—	同
				13.39mから 21.45mまで	1,044.39m	—	
				17.95mから 37.62mまで	1,043.99m	—	

平成15年1月31日（金曜日）

北 海 道 公 報

第1437号 150

深 川 豊 里 線	深川市音江町1丁目96番30地先（一般国道12号交点）から 深川市音江町1丁目78番4地先まで	前	18.00 m から 23.79 m まで	150.35 m	一般国道12号におけ る14.00 mの間	北海道札幌土木現業所
		後	18.00 m から 24.50 m まで	150.35 m	一般国道12号におけ る14.00 mの間	
小 藤 沼 田 線	雨竜郡秩父別町字秩父別2016番42地先から 雨竜郡秩父別町字秩父別2016番41地先まで	前	14.54 m から 14.54 m まで	316.78 m	—	同
		後	14.54 m から 20.94 m まで	316.78 m	—	
岩 見 沢 三 笠 線	三笠市弥生町2丁目22番8地先から 三笠市弥生花園町28番88地先まで	前	14.00 m から 23.60 m まで	374.00 m	—	同
		後	14.00 m から 23.60 m まで	374.00 m	—	
		後	22.00 m から 67.61 m まで	383.16 m	—	
恵 庭 岳 公 園 線	恵庭市盤尻国有林石狩森林管理署5176林班い2小班地先から 恵庭市盤尻国有林石狩森林管理署5176林班い2小班地先まで	前	15.60 m から 16.10 m まで	9.30 m	—	同
		後	16.10 m から 16.27 m まで	9.30 m	—	
遠 別 中 川 線	天塩郡遠別町字清川209番2地先から 天塩郡遠別町字清川242番1地先まで	前	14.50 m から 33.00 m まで	560.70 m	—	北海道留萌土木現業所
		後	17.77 m から 44.34 m まで	560.41 m	—	
豊 富 中 頓 別 線	天塩郡幌延町字上問寒天塩研究林213林班地先から 天塩郡幌延町字上問寒天塩研究林213林班地先まで	前	49.29 m から 102.44 m まで	226.48 m	—	同
		後	49.29 m から 109.08 m まで	226.48 m	—	
湧 別 上 湧 別 線	紋別郡湧別町港町36番1地先から 紋別郡湧別町港町37番1地先まで	前	9.61 m から 14.55 m まで	122.40 m	—	北海道網走土木現業所
		後	12.50 m から 17.00 m まで	122.76 m	—	
鹿 追 糠 平 線	河東郡鹿追町字ウリマク国有林2160林班ろ小班地先から 河東郡鹿追町字ウリマク国有林2160林班八小班地先まで	前	32.45 m から 54.27 m まで	102.85 m	—	北海道帯広土木現業所
		後	35.22 m から 98.38 m まで	102.85 m	—	
豊 頃 糠 内 芽 室 線	帯広市大正町基線98番70地先から 帯広市富士町基線44番1地先まで	前	14.97 m から 55.68 m まで	1,636.04 m	—	同
		後	14.97 m から 74.40 m まで	1,636.04 m	—	

清 水 大 樹 線	河西郡更別村字更南12番 5 地先から 広尾郡大樹町字拓進196番 1 地先まで	前	22.30 m から 49.00 m まで	480.00 m	――	北海道帯広土木現業所
		後	22.30 m から 87.00 m まで	480.00 m	――	
別 海 厚 岸 線	野付郡別海町別海321番 9 地先から 野付郡別海町別海343番 4 地先まで	前	16.50 m から 24.00 m まで	1,327.10 m	――	北海道釧路土木現業所
		後	19.50 m から 50.50 m まで	1,320.00 m	――	
沓形仙法志鴛泊線	利尻郡利尻町仙法志字長浜177番 1 地先から 利尻郡利尻町仙法志字長浜84番 1 地先まで	前	21.00 m から 48.00 m まで	439.68 m	――	北海道稚内土木現業所
		後	21.00 m から 58.50 m まで	439.68 m	――	

北海道告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示
の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。
平成15年 1 月31日

北海道知事 堀 達 也		
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 白井川豊浦線	寿都郡黒松内町字東川484番地先から 寿都郡黒松内町字東川509番地先まで	平成15. 1.31

北海道告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示
の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。
平成15年 1 月31日

北海道知事 堀 達 也		
1 道路の種類	道道	
2 路 線 名	白老大滝線	
3 道路の区域	区 間 変更前 後の別 敷 地 の 幅 員 延 長 国道等との 重 複 区 間	

白老郡白老町字森野国有林胆 振東部森林管理署101林班ろ 1 小班地先から白老郡白老町 字森野国有林胆振東部森林管 理署102林班ろ小班地先まで	前	24.50 m から 69.50 m まで	288.00 m	――
	後	24.50 m から 91.50 m まで	253.50 m	――

北海道告示第136号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第
49条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。
平成15年 1 月31日

北海道知事 堀 達 也	
1 河 川 の 名 称	一級河川天塩川水系新美深川
2 廃川敷地等が生じた年月日	平成15年 1 月31日
3 廃 川 敷 地 等 の 位 置	中川郡美深町字辺浜170番 2 地先から同171番 1 地先まで
4 廃川敷地等の種類及び数量	土地 1,001.94平方メートル

公 表
全国労災病院労働組合美唄支部 支部長 高橋真二郎から、平成15年 1 月21日、次のとおり 争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定による通知 があった。 平成15年 1 月31日

				北海道知事 堀 達 也	
1	事 件	(1) 労働条件等の要求に関する係争 (2) 増員等の要求に関する係争			
2	日 時	平成15年 2 月 1 日午前 0 時以降本問題解決に至るまでの期間			
3	場 所	労働福祉事業団美唄労災病院において、全国労災病院労働組合の組合員が従事する全職場			
4	概 要	あらゆる形の争議行為を行う。			
公 告					
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による家畜伝染病の発生についての告示を、平成15年 1月23日、次のとおり本庁の掲示場に掲示して示達した。 平成15年 1月31日					
				北海道知事 堀 達 也	
北海道告示第77の 2 号					
家畜伝染病が次のとおり発生した。 平成15年 1月23日					
				北海道知事 堀 達 也	
家畜伝染病の種類	家畜の種 類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生場所	発 生 年 月 日
伝達性海綿状脳症	牛	患 畜	1	北 見 市	平成15. 1.23
支 庁 告 示					
北海道上川支庁告示第 3 号					
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成15年 1月31日					
				北海道上川支庁長 吉 田 洋 一	
1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	空知郡中富良野町西町 4 番 1、4 番10			
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	空知郡中富良野町本町 9 番 1 号 中富良野町長 四方 昌夫			
3	開発許可年月日及び番号	平成14年 5 月30日 上建設第14 - 5 号			

北海道網走支庁告示第 1 号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年 1月31日	
北海道網走支庁長 太 田 敏 夫	
1 入札に付する事項	
(1)	調達をする物品等の名称及び数量
	ホイルローダ（運転質量6780kg以下、定格出力85PS以上） 1 台
	標準バケット（1.3m ³ 級（マルチカプラ対応）） 1 台
	ロール用フォーク（マルチカプラ対応） 1 台
(2)	調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3)	納 入 期 日 平成15年 3 月26日
(4)	納 入 場 所 北海道網走支庁長の指定する場所
2 入札に参加する者に必要な資格	
次にいずれにも該当すること。	
(1)	平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第 9 号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2)	道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)	当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
3 契約条項を示す場所	
北海道網走市北 7 条西 3 丁目	
北海道網走支庁総務部会計課	
4 入札執行の場所及び日時	
(1)	入 札 場 所 北海道網走市北 7 条西 3 丁目 北海道網走総合庁舎 2 階 2 号会議室（郵送による場合は、郵便番号 093 - 8585 北海道網走支庁総務部会計課）
(2)	入 札 日 時 平成15年 2 月12日 午後 1 時30分（郵送による場合は、平成15年 2 月10日までに必着）
(3)	開 札 場 所 (1)に同じ。
(4)	開 札 日 時 (2)に同じ。
5 入 札 保 証 金	
(1)	入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2)	入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 8 契約書作成の要否 要 9 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 郵送により入札した者は、再度入札には参加できない。 (3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道網走支庁総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2225 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。	平成15年1月31日 北海道立北見病院長 山 口 保 1 資格及び調達をする役務の種類 平成15年度において北海道立北見病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年1月31日に一般競争入札の公告を行う北海道立北見病院庁舎清掃業務委託契約 (2) 資 格 北海道立北見病院庁舎清掃業務委託の資格（以下「資格」という。） (3) 役 務 の 種 類 北海道立北見病院庁舎清掃業務委託 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成15年1月31日現在において引き続き2年以上建築物の清掃業務を営んでいること。 (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年1月31日から2月20日までの間に
道 立 北 見 病 院 告 示	
北海道立北見病院告示第1号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。	

- しなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道立北見病院庶務課
- イ 提出先の所在地 北海道北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号
- 5 資格審査の再申請
- (1) 再 申 請 の 事 由
- 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再 申 請 の 方 法
- 再申請しようとする者は、4 の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間
- 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から 1 の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
- 資格は 1 の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失
- 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。
- (1) 2 に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立北見病院告示第 2 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年 1月31日

北海道立北見病院長 山 口 保

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立北見病院庁舎清掃業務 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年 4 月 1 日から平成16年 3 月31日まで
- (4) 履 行 場 所 北海道北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号
北海道立北見病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立北見病院告示第 1 号に規定する北海道立北見病院庁舎清掃業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号
北海道立北見病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号 北海道立北見病院会議室
（郵送による場合は、郵便番号 090 - 0058 北海道北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号 北海道立北見病院庶務課）
- (2) 入 札 日 時 平成15年 3 月 3 日 午後 2 時（郵送による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)と同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)と同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付する。
- (2) 入札保証金の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

- (1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号
北海道立北見病院庶務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

(1) この入札は、最低制限価格を設定している。

最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札であっても落札者とならない。

(2) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免除事業者申出書を提出すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日 時 平成15年2月21日 午後2時

イ 場 所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号
北海道立北見病院会議室

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立北見病院

イ 所 在 地 郵便番号 090 - 0058 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号
電話番号 0157 - 24 - 6261

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道立北見病院告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の

規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年1月31日

北海道立北見病院長 山口 保

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において北海道立北見病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年1月31日に一般競争入札の公告を行う北海道立北見病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務委託契約

(2) 資 格 北海道立北見病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務委託の資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 北海道立北見病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成15年1月31日現在において引き続き2年以上病院の警備及び事務当直代行業務を営んでいること。

(5) 資本金の額が500万円以上又は警備員を常時40人以上雇用していること。

(6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占

めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年 1月31日から 2月20日までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立北見病院庶務課

イ 提出先の所在地 北海道北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4 の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資 格 の 有 効 期 間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から 1 の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有 効 期 間 の 更 新

資格は 1 の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が、2 に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立北見病院告示第 4 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年 1月31日

北海道立北見病院長 山 口 保

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立北見病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年 4月 1 日から平成16年 3月31日まで

(4) 履 行 場 所 北海道北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号 北海道立北見病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立北見病院告示第 3 号に規定する北海道立北見病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号 北海道立北見病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号 北海道立北見病院会議室
（郵送による場合は、郵便番号 090 - 0058 北海道北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号 北海道立北見病院庶務課）

(2) 入 札 日 時 平成15年 3月 3 日 午後 2 時30分（郵送による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)と同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)と同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付する。

(2) 入札保証金の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号
北海道立北見病院庶務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

(1) この入札は、最低制限価格を設定している。 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札であっても落札者とならない。 (2) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 その他 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免除事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立北見病院 イ 所 在 地 郵便番号 090 - 0058 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 電話番号 0157 - 24 - 6261 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	
--	--

道教育庁後志教育局告示
北海道教育庁後志教育局告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年1月31日 北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治

1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 オートドライデシケーター ほか522点 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年3月24日（月） (4) 納 入 場 所 北海道小樽水産高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁3階3号会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年2月19日（水）午前11時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条の定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。	
---	--

9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提出期限 平成15年2月10日（月） (2) 提出場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課 11 その他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すると。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道教育庁後志教育局企画総務課 イ 所在地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	（北海道旭川西高等学校改築に係る物品） (1) 電気・通信機器類 DVDプレーヤーほか 19品目 48点 (2) 家具・調度品類 アームレスチェアほか 71品目1,965点 (3) 一般繊維皮革類 カーテン 43品目 204点 2 落札者及び随意契約の相手方を決定した日 平成15年1月15日 3 落札者及び随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社大江商店 住所 旭川市7条通15丁目左1号 (2) 氏名 有限会社高橋商店 住所 旭川市東光8条2丁目162番地の4 (3) 氏名 有限会社オフィス ワシオ 住所 旭川市豊岡11条8丁目7 - 11 4 落札金額及び随意契約に係る契約金額 (1) 2,625,000円 (2) 38,850,000円 (3) 1,963,500円 5 契約の相手方を決定した手続 (1) 随意契約 (2)及び(3) 一般競争入札 6 一般競争入札の告示及び随意契約によった理由 (1) 一般競争入札の告示 平成14年北海道教育庁上川教育局告示第8号 (2) 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道教育庁上川教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
道教育庁上川教育局告示	道選挙管理委員会告示
北海道教育庁上川教育局告示第5号 次のとおり一般競争入札により落札者、随意契約により契約の相手方を決定した。 平成15年1月31日 北海道教育庁上川教育局長 河村 猛 将 1 落札及び随意契約に係る物品等の名称及び数量	北海道選挙管理委員会告示第4号 昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。 平成15年1月31日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之 「同 社団仁生会 同 中道 2 丁目 6 の11 57.12. 8 西堀病院 同 社団誠仁会 同 柏木町15の 2 同 を 美馬病院 」 「同 社団仁生会 同 中道 2 丁目 6 の11 57.12. 8 に、 西堀病院 」 「同 社団明正会 同 花園町 5 丁目14番 2 号 平11. 3.12 介護老人保健施設サ ン・ヒルズ紋別 を 市立土別総合病院 土別市東山町3029番 1 平元. 2.28」 「同 社団明正会 同 花園町 5 丁目14番 2 号 平11. 3.12 介護老人保健施設サ ン・ヒルズ紋別 同 社団耕仁会 同 大山町 4 丁目14 - 1 平15. 1.21 に、 曽我クリニック 市立土別総合病院 土別市東山町3029番 1 平元. 2.28」 「ケアハウス菜の花 同 宝来町14番26号 平13.12. 4 小樽市特別養護老人 小樽市オタモイ 1 丁目20の18 57.12. 8 を ホームやすらぎ荘 」 「ケアハウス菜の花 同 宝来町14番26号 平13.12. 4 ケアハウスおおぞら 同 銅山町11番地 4 平15. 1.21 に改める。 小樽市特別養護老人 小樽市オタモイ 1 丁目20の18 57.12. 8 ホームやすらぎ荘 」 正 誤 ○平成14年11月29日 第1421号 北海道告示第1894号（道路の区域の決定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 ページ 行 163 3行目から 6 行目まで 誤 <u>道道小清水女満別線にお</u> <u>ける10.21mの間</u> <u>一般国道244号における</u> <u>6.74mの間</u> 正 <u>一般国道334号における</u> <u>10.21mの間</u> <u>道道小清水女満別線にお</u>	<u>ける6.74mの間</u>
---	-------------------------------

